

■新庁舎規模（案）

1. 新庁舎規模の考え方

1)集約する考え方

新庁舎では、市民ニーズが多様化・複雑化していく中で、これまで以上に組織（部署）を横断した取り組みが必要となるため、意思疎通を速やかに図れるよう、分散している庁舎機能をできる限り集約します。

しかし、③街区のまちづくりとあわせて市駅前行政機能の再編の取り組みや、業務の中には、取り組み内容の独立性が高く、現在の配置においても特段の支障をきたさない部署や市民の利用促進の観点から、集約化が好ましくない部署については、新庁舎機能の集約の対象から外します。

2)庁舎の位置

新庁舎の位置については、基本的に⑤街区とします。

3)市駅前行政機能の再編の取り組み

①市駅前市民サービスの状況

本市では、市駅前の利便性を活かした市民サービスを提供するため、市駅前サービスセンター、パスポートセンターによる行政手続きや、男女共生フロア・ウィル、子ども総合相談センター、消費生活センターにおいて市民生活に密着する相談窓口を運用しています。

また、サンプラザ生涯学習市民センターにおいて、ふれあいホールや市民ギャラリーの提供を行っています。なお、子ども総合相談センターやサンプラザ生涯学習市民センターなどがある、サンプラザ3号館は耐震化の課題を抱えています。

②市駅前サービスの再編の考え方

枚方市駅周辺再整備を具体化していく中で、現在の市駅前地域のまちづくりとあわせて、公共施設の再編による市民サービスの向上を目的に、市駅前の利便性を活かして、安全な環境で図書館や(仮称)市民窓口、子育て支援、相談などの機能拡充を公民連携により総合的に行うことで、まちの魅力や行政サービス、市民の安全性・利便性の向上を図る考えです。

あわせて、保健センターの各種健診機能などを③街区に移転し、現保健センターには保健所の移転を予定しています。

そうした取り組みを進め、特に妊娠期から子育て期に至る行政サービスを一体となって提供する拠点を整備し、利便性の向上を図ることで子育て世代の定住促進を目指します。

4)既存施設の活用

書庫や倉庫は、保管状況や保管量の適正に努めるとともに、既存施設の有効活用や備品等により収納を工夫することで、将来的にも過大にならないよう現状の面積を維持します。

2. 対象部署・職員数

新庁舎に配置する部署については、「1. 新庁舎規模の考え方」に基づき、現庁舎の 本館・別館、分館、第2分館、土木部中部別館(※)、輝きプラザきらら(教育委員会)、市役所分室、穂谷川清掃工場(※)に配置されている部署を集約することとし、施設規模の算定を行います。

(※)業務内容に応じて集約

施設規模の算定については、現状(平成30年4月1日現在)の職員数を用います。

■部署別職員数一覧（平成30年4月1日現在）

単位：人

部署名等	全職員数	計画職員数	他施設の職員数	
1. 特別職・理事	8	6	2	病院事業管理者・上下水道事業管理者
2. 市長公室	42	35	7	人権政策室の一部
3. 総合政策部	25	25	-	
4. 市駅周辺等活性化推進部	10	10	-	
5. 市民安全部	142	104	38	支所、サプリ村野
6. 総務部	97	97	-	
7. 財務部	157	157	-	
8. 産業文化部	67	45	22	生涯学習市民センター、地域活性化支援センター
9. 健康部	259	119	140	保健所、保健センター
10. 長寿社会部	73	72	1	楽寿荘
11. 福祉部	168	168		
12. 子ども青少年部	591	-	591	子ども青少年部、青少年センター 児童福祉施設
13. 環境部	299	49	250	穂谷川清掃工場の一部、東部清掃工場 淀川衛生事業所
14. 都市整備部	120	104	16	連続立体交差推進室
15. 土木部	136	101	35	みち・みどり室の一部
16. 会計課	12	12	-	
17. 上下水道局	231	-	231	上下水道経営部、上下水道事業部
18. 教育委員会	1,006	204	802	まなび舎整備室の一部、給食調理場、図書館 留守家庭児童会室、教育文化センター、野外活動センター、学校園
19. 行政委員会	26	26	-	
20. 市議会事務局	20	20	-	
21. その他機関	587	-	587	市立病院、消防組合、リサイクル施設組合 後期高齢者広域連合、その他外郭団体
合計	4,076	1,354	2,722	

※臨時職員は除く

※現在の併任職員については、今後の執務体制の状況を踏まえ必要に応じて算入します。

上表より、施設規模の算定に用いる計画職員数は、**1,354人**とします。

新庁舎規模（案）

3. 新庁舎規模

基本構想段階での規模の算定方法は、国土交通省の「新営一般庁舎面積積算基準」(以下「新営基準」という)を基に算定し、基本方針に基づく各機能の関連面積を加え、現状の利用面積の考え方及び先進事例を参考に独自の調整を行って全体面積とします。

※区分や付属面積等の個々の計画面積は現時点で確定するものではなく、今後、具体的な検討により変更する場合があります。

【新営一般積算基準をもとに算出した庁舎規模】

区分		職員数	換算率	換算人員	計画面積	現状面積
1 事務室・応接室					7,035 ㎡	7,834 ㎡
	市長・副市長・教育長	6 人	18	108 人		
	理事・部長	21 人	10	210 人		
	参事・次長・室長	41 人	2.5	103 人		
	副参事・課長・主幹・課長代理・副主任	288 人	1.8	518 人		
	係長・主任・一般等	998 人	1.0	998 人		
執務面積（C）		計画職員数		1,354 人	7,035 ㎡	7,834 ㎡
		換算人員		1,938 人		
		換算人員×3.3×1.1				
2 付属面積						
	①会議室	(職員 100 人当たり 40 ㎡、10 人増ごとに 4 ㎡) × 1.1			1,764 ㎡	1,764 ㎡
	②電話交換室	換算人員が 1200 人以上～1600 人未満			20 ㎡	45 ㎡
	③倉庫	執務面積/1.1×13%			832 ㎡	889 ㎡
	④宿直室	1 人当たり 10 ㎡、1 人増ごとに 3.3 ㎡			19 ㎡	19 ㎡
	⑤庁務員室	1 人当たり 10 ㎡、1 人増ごとに 1.65 ㎡			23 ㎡	43 ㎡
	⑥湯沸室	標準 6.5 ㎡～13 ㎡/箇所			130 ㎡	130 ㎡
	⑦受付・巡視溜	6.5 ㎡以上			37 ㎡	37 ㎡
	⑧便所・洗面所	職員数×0.32 ㎡/人			756 ㎡	636 ㎡
	⑨医務室	職員 1000 人以上～1500 人未満			35 ㎡	35 ㎡
	⑩売店	職員数×0.085 ㎡			120 ㎡	—
	⑪食堂・喫茶室	職員 1000 人以上～1500 人未満			—	—
	⑫理髪室	職員 1220 人以上～1970 人未満			—	—
	⑬その他諸室	個別計上			8,249 ㎡	5,576 ㎡
付属面積（D）					11,985 ㎡	9,174 ㎡
執務面積（C）と付属面積の合計(D)					19,020 ㎡	17,008 ㎡
3 設備関係面積						
	①機械室	(C)+(D)が 15000 以上 20000 未満（冷暖房）			1,519 ㎡	774 ㎡
	②電気室	(C)+(D)が 15000 以上 20000 未満（特高受電）			275 ㎡	279 ㎡
	③自家発電機室	(C)+(D)が 15000 以上 20000 未満			56 ㎡	50 ㎡
計（E）					1,850 ㎡	1,103 ㎡
4 交通部分						
	玄関、広間、廊下、階段室等	((C)+(D)+(E)) × 35%			7,081 ㎡	10,085 ㎡
5 車庫						
	①自動車置場	大型 20 ㎡、中型 18 ㎡、小型 13.2 ㎡			—	—
	②運転手詰所	人数×1.65 ㎡			—	—
合計(F)					27,950 ㎡	28,196 ㎡

※「5 ①自動車置場」は、別棟で整備するため、合計（F）には含まない。
※「2 ③倉庫・4 交通部分」の執務面積（C）は、×1.1 を乗ずる前の数値。

新庁舎規模

約28,000㎡

新庁舎の想定する規模は原則、約 28,000 ㎡とし、今後、機能や国(枚方税務署)との一体的な合同庁舎化など具体的な検討とあわせて、継続して規模の精査を進めていきます。

【独自の調整項目の考え方】

市民の利便性の向上に係るスペースを中心に現状面積を拡大するとともに、当面の間、枚方市役所分室など周辺の市有施設を有効活用することで執務機能の面積を抑制します。

①会議室

「新営基準」では 640 ㎡で、現状を下回ります。本庁舎（384 ㎡）における慢性的な会議室の不足を解消するため、**現状面積**とします。

②電話交換室

「新営基準」では 155 ㎡で、現状を上回りますが、コールセンターを設置しているため、**現本庁舎の電話交換器の設置面積と同等面積**とします。

③倉庫

「新営基準」では832㎡で、現状を下回りますが、伊加賀倉庫等の既存施設を有効活用することで対応可能であるため、**新営基準の面積**とします。

④宿直室、⑤庁務員室、⑦受付・巡視溜

施設を集約することによる合理化が可能となるため、**現本庁舎の面積**とします。

⑧便所・洗面所

「新営基準」では 433 ㎡で、現状を下回りますが、多機能トイレの設置など、市民利用の環境を充実させるため、**現状面積より拡大**します。

⑨医務室

「新営基準」では157㎡で、現状を上回りますが、利用の実態を踏まえて、**現状面積**とします。

⑩売店、⑪食堂・喫茶室

「新営基準」では565㎡ですが、飲食コーナーを設けた売店スペースを想定し、**先進事例の平均値を用いた面積**とします。

⑫理髪室

「新営基準」では55㎡ですが、本市では廃止してきた経過を踏まえて、**計上しません**。

⑬その他諸室

「新営基準」以外で市民利用や行政執務に必要な面積を個別計上します。原則、**現状面積**としますが、新たに設ける特徴的な機能は**先進事例の平均値を用いた面積**とします。なお、多目的スペースは合同庁舎化を見据えて平塚市を参考とします。

項目	計画面積	項目	計画面積	項目	計画面積
エントランス・ロビー●	300 ㎡	情報コーナー ●	40 ㎡	書庫	1,562 ㎡
待合いスペース ●	400 ㎡	議会関係●	1,276 ㎡	行政委員会室等	195 ㎡
多目的スペース ★	500 ㎡	授乳室●	36 ㎡	サーバー室等	446 ㎡
災害対策関係 ●	450 ㎡	相談室●	294 ㎡	★新規 ●拡大	

4. 駐車場・駐輪場台数

1）来庁者用駐車場台数

本庁舎駐車場（72 台）における入庫庫待ちの状態解消するため、**約 33 台**を加え、集約する部署の駐車場台数も加えた、**126 台**とします。

2）公用車用駐車場

集約する部署が保有している公用車台数 **172 台**とします。
連絡用駐車場（29 台含む）

3）議員用駐車場

現状の議員用駐車場と同じ **32 台**とします。

4）来庁者用駐輪場

集約する部署の駐輪場（193 台）と概ね同じ **200 台**とします。

【駐車場】

（台）

区分	現状	計画
来庁者用駐車場	93	126
公用車駐車場	142	172
議員用駐車場	32	32
合計	267	330

※来庁者駐車場には、連絡用スペース含む

【駐輪場】

（台）

区分	現状	計画
来庁者用駐輪場	193	200